

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案 の概要について

平成23年12月22日
教職員給与課

1 改正理由

職員の育児休業の取得促進のため、育児休業の承認に係る期間が1か月以下である育児休業取得者の期末手当の支給割合を減じない措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

育児休業の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員について、期末手当の算定における在職期間から当該育児休業期間を除算しないこととする。

(第67条の6第2項第2号関係)

(現行) 育児休業をしている職員として在職した期間については、その1/2の期間を在職期間から除算する。

在職期間別割合

在 職 期 間	割 合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

(例) 育児休業1か月取得 → 除算期間15日 (1月の1/2に相当)
在職期間は 6月 - 15日 = 5月15日 (5か月以上6か月未満)
在職期間別割合は 80/100

3 実施時期

公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

職員の育児休業の取得促進のため、育児休業の承認に係る期間が1か月以下である育児休業取得者の期末手当の支給割合を減じない措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

育児休業の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員について、期末手当の算定における在職期間から当該育児休業期間を除算しないこととする。（第67条の6第2項第2号関係）

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

議案第四十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の六第二項第二号中「及び」を「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月二十二日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

職員の育児休業の取得促進のため、育児休業の承認に係る期間が一月以下である育児休業取得者の期末手当の支給割合を減じない措置を講ずる必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当に係る在職期間) 第六十七条の六 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>一 略</p> <p>二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)及び第六十七条第八号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>三 七 略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間) 第六十七条の六 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>一 略</p> <p>二 育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員及び</p> <p>び</p> <p>第六十七条第八号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>三 七 略</p>